石川県教育委員会文書管理規程 新旧対照表

改 正 案	現
(文書の分類及び管理等) 第7条の2 所属長は、前条第3項の文書事務の適正な管理及び運営のため、文書を次に掲げる区分に分類し、その重要性に配慮した管理に努めなければならない。 (1) 石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)第 7条に規定する非公開情報が記録されている文書(第9条第 3項及び第4項において「重要な文書」という。) (2) 前号以外の文書	
(文書の整理及び取扱い) 第9条 略 2 略 3 所属長は、重要な文書のうち、必要があると認めるものについ ては、その保管場所の施錠その他の措置を講ずるものとする。 4 文書は、庁外へ持ち出してはならない。ただし、次に該当する 場合は、この限りでない。 (1) 重要な文書について、恒常的に文書を持ち出して業務を行 うことが前提とされる業務において、あらかじめ個人情報等 非公開文書持出許可簿により所属長の許可を得ている場合 (2) 重要な文書について、個人情報等非公開文書持出伺い簿に より所属長の許可を得た場合 (3) 第7条の2第2号に掲げる区分に該当する文書を公務のた めに持ち出す場合	(文書の整理及び取扱い) 第9条 略 2 略
(決裁等) 第23条 起案文書又は閲覧に供する文書は、本庁にあっては関係 課員、課長補佐、課長及び教育次長その他関係職員を経て教育長 の決裁又は供覧を、出先機関等にあっては関係課員、課長及び副 館長、副所長又は次長その他関係職員を経て出先機関等の長(以 下「所長」という。)の決裁又は供覧を受けなければならない。	(決裁等) 第23条 起案文書又は閲覧に供する文書は、本庁にあっては関係 課員、課長補佐、課長及び教育次長その他関係職員を経て教育長 の決裁又は供覧を、出先機関等にあっては関係課員、課長及び副 館長又は次長その他関係職員を経て出先機関等の長(以 下「所長」という。)の決裁又は供覧を受けなければならない。
(本庁における文書の発送及び送付)第33条 略2~4 略5 文書の発送に当たっては、送付先を誤らないよう注意しなければならない。	(本庁における文書の発送及び送付) 第33条 略 2~4 略

(出先機関等における文書の発送及び送付)

第34条 略

2~5 略

<u>6 文書の発送に当たっては、送付先を誤らないよう注意しなけれ</u> ばならない。

(ファクシミリによる文書及び電子文書の送信)

第35条 本庁等におけるファクシミリによる文書及び電子文書の 送信は、所属において行うものとし、送信に当たっては、誤送信 とならないよう注意しなければならない。

(保存期間の特例)

第56条 略

(1)~(3) 略

(4) 石川県情報公開条例

規定に基づき公開請求があったもの 同条例第11条各項の 決定の日の翌日から起算して1年間 (5)~(7) 略

(3)~(/) 哈

別表第1(第6条関係) 文書番号の記号

課名又は出先機関名	記	号	課名又は出先機関名	記	号
庶務課 以下略	教 以	庶下略	生涯学習センター 	生 { 自金体	セ { 史 <u>城</u> 施 t

(出先機関等における文書の発送及び送付) 第34条 略

2~5 略

(ファクシミリによる文書及び電子文書の送信)

- 第35条 本庁等におけるファクシミリによる文書及び電子文書の 送信は、所属において行うものとし、送信に当たっては、誤送信 とならないよう注意しなければならない。
- 2 ファクシミリにより送信が出来る文書は、軽易な文書とする。

(保存期間の特例)

第56条 略

(1)~(3) 略

(4) 石川県情報公開条例<u>(平成12年石川県条例第46号)</u>の 規定に基づき公開請求があったもの 同条例第11条各項の 決定の日の翌日から起算して1年間

(5)~(7) 略

別表第1(第6条関係) 文書番号の記号

課名又は出先機関名	記	를	課名又は出先機関名	記	号
庶務課 以下略	教 原以下	法各	生涯学習センター 	生	セ ~~~~ 史 施